

平成16年3月16日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成16年3月16日
開会 10時00分 閉会 11時24分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 永井 繁樹 副委員長 助川 順一
委員 豊島 善江 牧野 茂敏 堀川 貴庸 中野 敏勝 大野 和政
議長 本保証喜
- 4 説明員
町長 岡田 和夫 助役 西尾 治
民生部長 石原 尉敬 町民課長 熊谷 直則 環境衛生係長 所 拓行
- 5 傍聴者
中橋友子 野原恵子 千葉幹雄 芳滝 仁 伊東昭雄 杉山晴夫 古川 稔
坂本 偉 乾 邦広 佐々木芳男 瀬瀬太郎 浜村圭子 佐藤俊江 成沢せい子
田利政文 岡崎節子 鈴木志摩子 岡崎 猛 高島太一 小林幸一 木村仁根
- 6 事務局
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
- 7 審査事件
議案第22号
幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
陳情第1号
「家庭系ごみ」の有料化を行わないよう求める陳情書
- 8 審査結果
議案第22号 ～～ 原案のとおり「可」と決した
陳情第1号 ～～ みなし「不採択」
- 9 審査内容 (下記のとおり)

◇審査内容

(10:00 開会)

[開会・開議宣告]

○委員長（永井繁樹） それでは只今より8日の委員会に引き続きまして、議案第22号幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての審議を行います。

審議にあたりまして、前回は部長、課長、係長の理事者側3名の方に対する質疑ということで、皆さんから意見をいただきました。その後、退席をしていただいた後に、委員会として、委員全員の意見交換という形になってきています。

今日は、それからさらに進んで審議を進めてまいりたいと思いますが、審議にかかわりましてご意見何かございますか。 大野委員。

○大野委員 前回の委員会で、担当部長、そして担当課長、係長の皆さんのお話を十分聞かせていただきました。

今日の委員会に理事者が出られておられますので、特に何かあれば、理事者のお考えを再度お聞きかせただいて、条例改正についての参考にしたいと、そんなふうに思っておりますので、特に理事者の皆さんにご意見があれば、お聞かせをいただきました。

そんなことで、委員の皆さんに、委員長、お諮りをさせていただきたいと思いますが。

○委員長（永井繁樹） それではお諮りをいたします。

ただいま、大野委員から、今日、理事者側、町長、助役が見えられております。

その中で、理事者側としての追加的な説明があるようであれば、ここでお聞きをしたいという意見が出ましたが、それでよろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長（永井繁樹） 少々お待ちください。

それではお諮りをいたします。

ただいま、理事者側に相談申し上げましたら、先に質疑の方から入っていただいた方が答えやすいということがありますので、前回に引き続きまして、理事者側に対して、直接今回、質疑の方から入らせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長（永井繁樹） それでは、質疑から入らせていただきます。

それでは意見のある方、挙手をもってお願いいたします。 中野委員。

○中野委員 有料化に向かっての基本的な考えとしては必要ということは考えておりますけれども、昨日の新聞あたりを見ても、十勝清水で有料化をして、不燃ごみが70%も減ったというようなことが新聞記事に載っております。こういうことからみても、必要性は十分に感じるのですけれども、今は、環境に配慮した循環型社会の構築と、ごみの減量化、それから財源、経費の軽減によって、財政効果はどの程度出てくるのかというようなことをお聞きしたいと思います。

また、町としての施策がちょっと伝わってこないというか、そういうような気がするわけです。もっとわかりやすい説明が必要です。

それと、試行期間や検証期間というか、こういうのを設けて具体的にやっていくわけですが、その行動というか、そういうものはどのようにしてやっていくのか。また、4月から8月ぐらいまでのスケジュールというか、そういうものもできていけば当然教えていただきたいというふうに思います。

これまでの間で、完全に準備ができていくかどうかというのが非常に疑問に思うところです。この辺をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○委員長（永井繁樹） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 有料化の必要性、今回、条例改正の提案をさせていただきましたことにつきましては、先の本会議での助役の提案説明、あるいは今までの協議の中で、担当部課長からいろいろ有料化に向けての必要性、あるいはその目的・意義というようなことについては、お話をさせていただいたものというふうに思っております。

また、財政効果につきましても、本年度10月から実施という中では、およそ3,000万円。これが通

年になりますと、およそ六千何百万円かの財政効果が出てくるのだろうというふうに思っておりますし、更には、そうした予算措置のみならず、いわゆる減量化につながることによっての財政効果というものもまた、期待がされるのだろうというふうに思っております。

私ども町の姿勢としましては、これはいろいろ環境問題、財政問題、あるいは行政改革を進める中での受益者負担の問題、いろいろな角度、あるいはごみ有料化に対する今の社会経済情勢。特に近隣町村を主とする、帯広市を含めて1市4町2村ですか、環境複合組合の動向、そういったものを含める中で、今、有料化について踏み切っていきたいというようなことで、町としての方向性を出したところであります。

それから、試行の関係ですけれども、実は当初、1カ月というふうに考えておりました。試行というのいろいろな考え方があるのでしょうか、今回、私どもが試行する1番の目的は、それぞれのご家庭にあって、ごみが新しいその有料の袋でどのぐらいの量になるかということが1番大きな問題だなど。

芽室町の事例を出されて、芽室は半年も1年も試行したのではないかというようなことがありますけれども、芽室はご承知のとおり、昨年の4月から有料化に入りました。これはまさに資源回収と有料化と一緒にスタートするということから、ごみの分別から試行に入らないと、なかなか徹底ができなかった。

しかし、私どもは資源回収については昨年4月からスタートしていますから、今、有料化にして何が問題かというのは、燃やせるごみ、燃やせないごみを袋に分けて出す。これが試行の最大の目的でありますし、そのときに1週間で20キロの袋にはどれだけ溜まるのか、あるいはその家庭によっては20キロではなくて30キロの袋を使った方が効率的なのか。そういったことの試行が主な目的なものですから、当初は1カ月もあれば十分かな。たまたまこれは私どもだけではなく、帯広市も音更町も試行期間は1カ月というようなことがありましたものですから、そういうことで説明させていただいたわけですが、これは別に必ず1カ月ではなければだめだということではありませんし、皆さんの意見をいただく中で、8、9と、2カ月間にするということについては、何ら問題はないと思いますので、私どもも、そういう方向で、さらに検討を進めていきたいというふうに思っております。

さらに、検証ということですが、私どもがそれを検証する、あくまでも与えられたごみの袋に適正に出されるかということが検証ということなんでしょうけれども、袋が良いか悪いかの検証ということには当然ならないわけでありまして、そういったことをいうと、私どもも長く検証期間が必要だということにもならないのかな。あくまでも燃やせないごみ、燃やせるごみが、規定の袋の中に適正に出されているのかな。そういうことを確認することが大事なだろうというふうに思っております。

それから4～8月までのスケジュールということですが、これらについては、当然4月、4月といってもすぐには無理でしょうけれども、後半、あるいは5月、6月と住民の皆さんに対する説明会、懇談会、あるいはお呼びをいただければ出かける出前講座などに十分時間を費やしていきたいというふうに思っています。

4月からすぐできないというのは、ご承知のとおり、今、議会に条例を提案して、議決いただけるかどうか分からないものですから、今のうちから住民の皆さんに4月の頭から説明をやりますということにはちょっとならない部分もあるわけでありまして、議決をいただきましたなら、その後、速やかに住民周知等も行いながら、それらの10月の実施に向けて、十分説明を進めていき、住民の皆さんのご理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（永井繁樹） 中野委員。

○中野委員 今言ったことでもう一つ。試行期間で、袋は当然有料なものを使ってと思いますけれども、そういう袋を残しておいて、実際に始まったときに使うというようなことにもなるわけですよ。その辺はやっぱり予測はしていらっしゃるのだと思いますけれども。

○委員長（永井繁樹） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これも芽室の事例を見ますと、試行中に使わないのが、有料になった途端に何万

枚もどっと出てきたというような事例も聞きますけども、これは私どもとしては、ある意味では仕方ない面も、これはあるのだと思います。試行期間が終わったら絶対使ったらだめだということにはならないですし、もう一つは、その試行期間にどれだけの枚数があるかというのも、ご家庭に配布する枚数についても、若干検討しなければならない部分もあるのだらうというふうに思いますけれども、あまりきちぎちぎちというようなことには、当然ならないと思いますので、十分検討させていただきながら試行に入りたいというふうに思っております。

○委員長（永井繁樹） 中野委員。

○中野委員 目的のところ、循環型社会に向けた新たに財源の確保という目的が載っているのですが、やっていく部分で、非常に財源の確保を本当にどうするのかというような部分もあるわけですね。今現在、ごみの有料化ですね。当然、住民主体の目的に協力してもらっているんですね。循環型の構築に責任を持っていくという意味はわかるのですが、可燃ごみは少なくなると、資源ごみが当然どんどん増えてくるわけですね。そうしたときに分別が進むにつれて資源ごみが増えてくるということで、収集運搬と処理経費、可燃、不燃についてはキロだいたい 30 円ですから。資源になるとそれを処理したりする部分が出てくるので 50 円もかかるというようなことで、金額的に 20 円の差がある。20 円の差だけでも、資源収集の費用はますます増えていくのではないかなというところが、その辺の試算というか、そういうものはどういうふうに考えているのでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 西尾助役。

○助役（西尾治） 確かに資源収集で、あるごみの排出量が増えますと、その分については、当然、収集単価、今、年間 4,800 万円ほど収集費用がかかっておりますし、トン当たり、リサイクルプラザで処理していただく費用として、トン当たり 2 万 6,000 円の費用がかかります。中野委員おっしゃるとおり、収集量が増えれば増えるほど、逆にいいますと、資源ごみに係る費用は増大になってくるという面は確かにございます。

ただ、これも燃えるごみ、燃えないごみで収集していた時に資源ごみという形ではなくて、今は当然のことながら中島処理場に、リサイクルプラザでなくて、以前と同様の処理をしたにしても一定の費用はかかりますけれども、おっしゃるとおり、資源収集にまわすことによって、より費用がかさんできているのも実態としてございます。

ですから、私どもとしては、循環型社会をつくっていく上では、資源ごみの収集量が増えていくということが、これからの社会を考えると一番大事なことだろうということ、まず基本におきながら、増大する経費をどういう形で負担をお願いしていったらいいのかということから、今回の財政面も含めて、環境問題も含めた中で、トータルで考えていくと一定のご負担を住民の方にいただくことによって、ある意味では循環型社会の形成に寄与していけるだろうというような観点から、お願いをしている経過もございます。

おっしゃるとおり、単純に割返していくら減るという試算は、今の段階ではちょっと難しい面はありますけれども、確かに処理費用、収集経費が余分にかかっていることは間違いない事実でございますので、これでことをどんどん進めていくと、より、そういった形で費用は増大していくということはお指摘のとおりでございますし、それらの解消のために、こういった条例もお願いをさせていただいているということでございます。

○委員長（永井繁樹） 中野委員。

○中野委員 そのように増えていくのであれば、この循環型社会に向けた新たな財源の確保というようにならないですね。

そうすると、なっていないことになるのではないのでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 西尾助役。

○助役（西尾治） 今、例えば、燃えるごみ、燃えないごみを今の税方式で、全部、リサイクルも含めて、税で負担をしていくということになってくれば、今言いますように、トータルとしては決して減るといって格好にはなってまいりません。というのは、資源ごみが増えれば増えるほど、逆に資源ごみにか

かる収集経費、処理経費は増大してまいりますので、トータルではごみの絶対量はトータルではなるべく私どもも抑えたいというふうに考えています。抑える中で、できれば資源ごみの方へシフトしていくように、全体としてはそんなに増やさないように、前回からもご説明しておりますように、燃えるゴミ、燃えないごみの収集量は減ってきております。その分は資源ごみの方にシフトしてまいりますので、トータルではなるべく抑えたいと。ごみの絶対量は抑えていきたいと。

ただ、シフトすることによって、増えていく費用も当然ございますので、それを燃えるごみ、燃えないごみの有料化の中で、一定程度ご負担をいただくことによって、少なくとも、総トータルとしては、経費を抑えていく方向につながっていくだろうというふうには考えております。

○委員長（永井繁樹） よろしいですか、中野委員。

よろしいですね。ほかに質疑のある方。中野委員。

○中野委員 トータルとして減らしていくという部分ですけれども、今、各公区、町村、子ども会とか、婦人会、老人会、こういうところで資源ごみの回収というか、こういうのをやっているのですけれども、積極的にやって、10回以上やっているというところが17公区あるわけですね。10回以上やっているのです、年間。少ない公区もあるのですけれども、1回から4回ぐらいしかやっていないという公区は30公区あるのですよ。こんなところをみると、もっと行政が指導していくことによって、また、ほかの部分から取り組むことによって、費用がかからなくなっていくのではないかとこのように思うわけです。

今現在、協力交付金というのがあるのですけれども、4円で、今、やっていますね。これを1円ほど上げて、またやっていくというのも一つの手だと思うのですよ。

また、もっと丁寧に、これから総会とかそういうのもどんどん開かれるわけですけれども、公区にPRしていくとか、地元でこの資源ごみをしっかり確保して、そして町内会活動に使っていきける、そういうものにやるような方策が、今、必要でないかと思うのですけれども、その点、どうでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 公区に対する資源ごみの収集。これは非常に歴史も古くからやっていたところ、最近やられたところ、いろいろな経緯があるわけでありまして、ご存じのように、一時は集めたごみを非常に安く、なかなか業者が引き取ってくれないというようなことで、ここ数年は業者に対しても協力金という形で町が交付しているような状況にもあります。それらを含めると、単価が若干違うのでしょうか、あるいは帯広市なんかの事例もうちらからみると若干高いというようなことも言われております。

そういった意味で、これからも公区に改修をお願いしていく。そのことは当然なことだというふうに思いますけど、ただ、あまりもとの発想が、金が目当てといたらちょっと変ですけれども、やはりあくまでも公区が自主的にごみの量を減らしていこうと、資源にまわるものは資源にまわしていこうというようなところの発想も、かなりの部分の公区にはあったというふうにも聞いております。

そういった意味では、そういう意識とお金を交付することによって、なお、実践公区が増えていくと、より活発化していく。そういうことについてはこれからも考えていかなければならない問題だろうと思いますけども、ただ、いきなり4円を10円にするとか、20円にすることがいいかどうかについては、これはやっぱりもう少し私どもも協議、あるいは公区長さんなんかのご意見も聞く中で検討していかなければならない問題だろうというふうに思っております。

○委員長（永井繁樹） 中野委員。

○中野委員 金額を上げることはできるのですね。

○委員長（永井繁樹） どうですか。岡田町長。

○町長（岡田和夫） これは別にどこにどうってことはありませんから、予算を増やせばそれは上げることはもちろん可能ですけども、先ほど言いましたように、ただ、その金額だけが目的で、それは公区の運営費にまわる、子ども会の活動費にまわるわけですから、多くなるのが良いということになるのであればもちろんそうなのでしょうけども、先ほど言いましたように、発想の中には、やはり自分

たちの身近な地域を自分たちが環境を良くしていこう、そして、できる限りごみを出さないで有効資源の活用に努めよう。そういう発想もあるわけでありますので、それらも踏まえた中で、十分検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（永井繁樹） 中野委員。

○中野委員 業者に補助金というか、今現在もやっていると思いますけども、今はもうやはりあまり受け取らないですよ。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 今、業者が数社来ているので、その中で年間約 70 万円の助成をしております。その中には、例えば、瓶類ですとか、公区で出されたりするものも処理されるということも含めて、有価として業者が受けない部分も運んでいるということも含めた中で、それと市場の状況だとかいろいろなことを加味した中で、一定の予算の範囲内でごそく労をかけている部分に報いるような数字で、70 万円ぐらい、年額で予算は見ております。

○委員長（永井繁樹） 中野委員。

○中野委員 業者としても、回収して行って、それで販売をして儲けているのですから、業者自体もそんなに、損までというのもちょっと詭弁に思いますけども。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 私どもの額は 70 万円でありまして、実は、他の町の状況をいいますと、市と一部の町で、キロ 4 円を住民に、幕別町は 4 円交付いたしますよね、協力に対して。それは、市はその 4 円と業者にも 4 円を出しているのが現状でありまして、帯広市であれば数千万円の金が実は出ているわけですね。

うちは、いろいろな皆さんのご協力いただいて、70 万円の予算の範囲内で業者の方がご理解をいただいているということでもあります。

○委員長（永井繁樹） 中野委員。

○中野委員 最後の部分ですけれども、この間も聞いたのですけども、これを具体的に聞きたいと思えますけれども、低所得者とか、あるいは少子化対策にもつながっていく部分ですけれども、子どもがたくさんいる家庭、こういうところの減免措置というのは、なされるということですが、これは具体的にどのような形でなされるのか。

また、不法投棄に対する監視体制とか、そういうものはどのように考えてられるか。

もう一つ、これから公区などへの説明会ですね。これなども計画はされていると思いますので、それも具体的に、できていけばちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（永井繁樹） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1 点目の減免の関係ですけれども、条例の中では、いわゆる公区とか、ボランティア、こういった方々の奉仕によるものについての減免はうたっておりますけれども、それ以外について、いわゆる子どもがいる家庭ですとか、低所得者の減免ということは、今の段階では考えてはおりません。

町村によっては、おしめというのですか、これらの減免をしているところもありますし、そうでないところもありますけれども、本町の場合は、原則的にはそういったものに対する減免はしないでいきたいというふうに思っております。

それから、不法投棄、これも先日、大きく新聞紙上に出ておりましたけども、中身を聞きますと、新聞に出ている数字そのものではないようにも受け止めております。

例えば、ジュースを 1 本自販機から買って、ポンと投げたと。これも不法投棄といえば不法投棄で、これを監視員が集めてきたら、不法投棄 1 件というカウントになっているようでもあります。

それと、もう一つは、芽室町の場合は、先ほど言いましたように、昨年資源回収と有料化と一緒にスタートしまして、道の事業であります特定雇用事業によって 4 人ほど巡視員を雇用したと。この方たちがまわるわけですから、やはり町からお金をもらって使われている、そういう中では、あちこちにある道路、あるいは公園、そういったものを持ってくるたびに、はい 1 件というようなカウントになっ

ていくのだろう。

決してだめだという意味ではないですけども、そういったものがカウントされて、非常に大きな数値になっているというふうに思っていますし、例えば、コンビニで弁当を買った人が公園で食べて置いていったと。これも不法投棄だということでありまして、そういう点からすると、実質、悪意に不法投棄をしたというのはもっと数としては非常に少ないのだというようなことは聞いております。

ただ、私どももこれはやはり何といても、これは住民の皆さんのモラルの問題でありますから、啓蒙をしたり、あるいは職員、あるいは車両センターの道路パトロールなんかを含めた中で、これから対応していかなければならない部分はあるのだろうというふうに思っております。

今現在も、当然のことながら不法投棄対策もあるわけですから、これら等を見ながら、さらに必要なものについては体制を整えていきたいというふうに思っております。

それから、説明会については先ほど言いましたように、議決をいただいておりますから、具体的に何日にどこへ行くというような計画まではいっておりませんが、これは議会終了、議決いただきました後に、速やかに対応を整えていきたいというふうに思っております。

○委員長（永井繁樹） 中野委員。

○中野委員 先ほども言っていますが、可燃・不燃というのは非常に微妙ですよ。現実には減っているのだけれども、統計上減っているかどうかはわからないということで、回収回数を見直すということと言われていないのですけれども、この見直しも必要でないかというふうに思うわけですよ。

どの部分にいても非常にごみが少ないというのは、ごみステーションに置いてあるごみが少ないわけですね。資源ごみだけはとんでもない量になっていますけれども、不燃・可燃といたら非常に少ないということ。現実を見ると、回収の回数を見直してもいいのではないかという気がいたします。

それと、今、低所得者とか、少子化の部分で言われましたけれども、具体的にはやらないということですが、この辺はやっぱり必要になってくるのではないかと思いますけれども。

例えば、1歳児、2歳児のいる家庭には、無料の袋を配るとか、あるいは本当に低所得者の方、こういうところは新たな負担がかかるわけですから。そういう部分では必要になってくるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 回収回数につきましては、これは減ってきているのが現状でしょうし、これから、今、有料化がもし議決いただいてスタートしますと、10月から約半年間、実態を見ながら、来年度、あるいはそれ以降の回収方法の中で検討していかなければならないし、必要がなければ減らしていくことも当然考えていかなければならないというふうに思いますけども、まずは、これら有料化、それらの実績を見た中で対応してまいりたいというふうに思っております。

それから減免の関係、これもいろいろな考え方があるのだというふうに思います。

例えば、生活保護の方は減免すれとか、あるいは高齢者や赤ちゃんのおむつは減免すれ。確かにこれも一つの手法としては、考え方としてはあるのだろうというふうに思っておりますけれども、赤ちゃんのおむつもそれはすべてが廃棄するかどうか、何というのですか、自らお母さんがきれいなおむつをつくって頑張っていらっしゃるような方もいらっしゃるでしょうし、いろんな経緯があるのだろうというふうに思っております。

したがって、今すぐ条例がスタートして、10月から即減免ということは、先ほど言いましたように考えてはおりませんが、そういった状況を見ながら、あるいは他町村との動向等を見ながら、これから考えていかなければならない問題ではあるかというふうに思っておりますけれども、まずは、今のところは一斉に減免なしでスタートしていければなというふうには思っております。

○委員長（永井繁樹） 豊島委員。

○豊島委員 3点について、お聞きしたいと思います。

1点目は、町長の姿勢についてなのですが、これまで町長は、町政に対して、住民参加ということとか、協働のまちづくりということできずと提案をしてきました。それが基本だということもいろ

いろいろな場所で語られていましたが、今回のこのごみの有料化の条例案ですが、そういう姿勢からも、非常に私はかけ離れているのではないかなというふうに思っているのです。というのも、町側が懇談会を開きましたね。1月に入ってからです。その懇談会の中では、有料化する、しないではない。とにかく町民の皆さんの意見をたくさん聞かせてほしいというような提案がされました。町民の皆さんは、わずか6回の懇談でしたけども、いろいろな方も参加されまして、この中では、有料化そのものには反対ではないけども、でも時期が早すぎるのではないかという意見だとか、それとか、有料化そのものが効果はないのではないかという意見だとか、それから低所得者の問題だとか、町民負担ことだとか、たくさん意見が出されたと思うのですね。

そういうふうに意見を聞かせてほしいということで提示されて、わずか2カ月弱です、1カ月半です。その1カ月半で有料化の条例案が出されてくる。こういう過程を見ますと、私は町長がいつも言っていることとは非常に違うな、乱暴なやり方だなというふうに、一つ思います。

それから、この間、いろいろなお話されたのですが、例えば、試行期間の問題でも、今回は1カ月というふうに提案されていました。しかし、私は本当に真摯な姿勢で取り組むのであるならば、有料化を先に決めてしまって、その後、1カ月の試行ではなくて、有料化をする前に、きちんと町民ともっともって話をし、意見も聞きながら試行をしてみて、それで初めていろんな問題点も出てきて、こういうふうにやるべきだという答えが出てくるのではないかと思うのですね。その辺、どのようにお考えでしょうか。

それから、今回の提案は、新たに町民負担を強いるものですよ。それと併せて、財政的な問題、財源を確保するということと併せて、減量化、また、資源化の促進ということもこの中にはうたっておりまして。そういうふうであるならば、やはりこれはもっともって決めるまでの過程をしっかりと、私は大事にしていかなければならないと思うのですね。芽室町のことも、先ほど町長も何回もお話されましたけども、芽室町はやはり2年間かけていろいろな対話もしています。懇談の数でも幕別とは比べられないほどの回数も懇談をして、そういう中でやはりごみ問題は環境問題だという意識だとか、それから、やはり資源化をしなければいけないという意識が高まってきたのではないかと思うのですね。そのところが今回の幕別のこういう提案には、私は欠けているのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

それから2点目なのですが、容器包装リサイクル法が1995年に制定されまして、幕別町でもやっと昨年、容器包装のプラスチックの回収が始まりました。わずか、まだ1年経っていないのですよね。この経っていない段階で、こういうふうに決断をするということは、私は早すぎる決断だと思っています。可燃ごみや不燃ごみを資源化の促進ということであるならば、有料化の前にもっと町が努力をする。そのことが、私は必要だったのではないかと思うのですが、そこもお聞きします。

それから3点目なのですが、先ほどから循環型社会の形成が必要だということが言われていました。私もこれはそのとおりだと思います。しかし、今、こういう形で有料化をしても決して循環型社会の形成には、私はならないと思うのです。ここが一番根本なところは、やはり資源化しても自治体の負担がかさむだけだという、そのところの根本を改めていかなければ、私は決して解決にはならないと思います。

それは、理事者の皆さんもご存じだと思いますが、容器包装リサイクル法の欠陥というのがありますね。製造者には負担がものすごく少なく、自治体にもすごい負担がかかっているという、そのところをやはり、これは、ここの町だけの問題ではありませんけども、きちんと見直す方向で進めていく。このことがやはり大事だと思うのですが、そのところについてもお聞きしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に、ごみ有料化にかかわる町長の姿勢ということですが、私はごみの有料化については、早くは昨年の6月議会にもお話をさせていただきました。7月の公区長会議の中でもお話をさせていただきました。さらに昨年の10月には減量化等の推進委員会に諮問もさせていただきました。

そうした中で、あるいは町民の皆さん方の懇談の場でもいろんなご意見を聞く中で、有料化についての理解は得られるものだと。そういう判断の中で、今回、提案をさせていただいたわけでありまして、協働のまちづくりを進める、あるいは町民の声をいろいろ聞きながら行政を進める。そのことがごみの有料化ができない、やっではないといけないということには、私はならないのだろうというふうに思います。

当然のことながら、私どもも町の行財政を運営していく責任があるわけですから、そうした中で、必要なものについては住民の皆さん、受益者の負担も仰いでいかなければならない問題であろうというふうに思っております。

そうした中で、いろんなご意見を聞く中で、あるいは近隣町村の動向などを見る中において、幕別町も有料化についての理解をいただけるものということで、今回、提案をさせていただいたわけでありま

す。さらに、これはいろいろな過程が必要だということは十分そのとおりでと思います。ただ、有料化の決まる前に試行をするというようなことは、果たしてこれが試行というようなことと言えるのかどうかちょっとわかりませんが、私はまずは住民の皆さんの理解をいただいて、近隣町村とも足並みを揃える中で、有料化をしていくこと。そして、その中でまたいろんな問題、先ほどの減免の話もそうですし、あるいは公区の回収の問題もそうですけれども、いろんな問題をこれからまた対応していくことが大事である。そのことがまた、住民の皆さんのご意見を聞くということにもなっていくのだろうというふうに思っております。

したがいまして、確かに新たな施策で住民の皆さんにご負担をお願いする。そのことについては大変申し訳ないといえますか、厳しい社会経済情勢の中でお願いするわけですから、大変なことだと思えますけれども、いわゆる町の行財政状況についてのご理解もいただく中で、なんとか条例を認めていただければというふうに思っているところであります。

それから、容器リサイクルから1年しか経っていない。これについても先程申し上げましたように、特に今回のごみの有料化については、各町村もそうですけれども、一つにはやはり急激に地方自治体の行財政環境が悪化した。こういったこともやはり背景にはあるのだろうというふうに思っております。

そうした中で、やはり住民の皆さんに一定の負担をお願いしていかなければ、これからの行財政運営もやっいけないのだろうというふうなこともあって、各町村が一挙に有料化、これはごみだけではありませんけれども、いろんな面で有料化ですとか、受益者負担というようなことが、今、取りざたされてきているのだろうというふうに思っております。

もちろん、私どもも、これからも減量をはじめとした、ごみ対策についての対応については努力していかなければならないというふうに思っております。

それから3番目の循環型社会の構築、そして製造者の責任問題、これは何回も議会の中でもお答えさせていただきましたように、私どももその考えについては全く意を同じくするところであります。そういった意味では、全国・全道の町村会の運動の中にも、そういったことについては掲げておりますし、運動の要項にも入っております。そういった町村会の一員として、これからも対応してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（永井繁樹） 豊島委員。

○豊島委員 去年の6月の議会から既にというような話もありました。私もそれはわかります。

しかし、これらの一連の状況をみてきても、町長が検討は必要だけでも、有料化が先にありきではないという答えを、ずっと述べてきたと、私は記憶しています。今回、今の答弁でも町民に十分な理解をいただいてというようなことで、答弁ありましたけれども、このわずかな期間が私は住民に理解をいただける時間だとか、到底思えないのですね。

しかも、懇談会の中では、低所得者に対する対策なんかも必要だということなども結構出されていましたね。そういうことも今回の提案では、行わないということですから。私はやっぱり特に環境問題ということでは、簡単な問題ではないですね。十分やっぱり意識も変えながら行っていかなければいけないということがありますから、もっと時間をかけていかなければならないと思うのです。

それから、この資源ごみの回収が始まって、まだ1年経っていないという問題では、いろいろな可燃ごみ・不燃ごみを減らして、資源ごみにというふうなことでは、もっともっと、そういう混ぜて出している人に対する啓蒙だとか、そういうことが私はやられて当然だと思うのですよね。

しかし、そうことがあまり見えてこない。これはどのような、そういう町としての啓蒙活動だとか、そういうことを行ってきたのか。その辺ももう一度お聞きしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたけれども、時間をかけて住民の皆さんの理解をいただく中で、こうした問題に取り組むべきだ。そのことについて、時間が短いのではないかということでありました。

確かにそういうご意見もあるのかと思いますけれども、私どもとしましては、連日のように新聞なんかでも、あそこの町村も有料化になった、あそこの町村もこういうことを考えている。幕別町も1市4町2村の枠組みの中で、今後、有料化については検討していかなければならないというような話は相当住民の皆さんの中にはかなり周知がされてきているのだろうというふうに思っております。

そうした中で、今回、1市2町、あるいは芽室ほか十勝管内、もう十数町村、ごみ有料化に踏み切るというような状況ですから、これは我が町のみならず、多くの住民の皆さんの理解の中で、これらが今、スタートしていくのだろうというふうに思っております。

決して時間が長ければ長いだけいいというご意見もありましょうし、そういつまでも時間をかける必要もないというような意見もあるのだろうという、これは当然のことながら、お互いそういう意見はあるのだろうというふうに思いますけれども、私は、今日、条例を提案させていただいた。その中では、かなりの部分、多くの住民の皆さんのご理解は得られているのかなというように思っています。

○委員長（永井繁樹） 西尾助役。

○助役（西尾治） 啓蒙活動の関係でございますけれども、当初、リサイクルプラザを複合事務組合として、15年の4月から稼働する際に、私どもの町では単独で資源ごみの収集を行っておりました。その推移、経過を見ながら、幕別町の排出される資源ごみの量として、当初予定していたのは約700トンを用意させていただいております。

現実には15年度実績はどうかといいますと、今の15年度実績ではおよそ1,320トン程度の排出量になるだろうということで、当初、過去から町単独でやっておりました資源収集を含めて、極めて私どもとしては住民の中に、その資源収集に対する意識、これが非常に、良い意味で高まってきて、住民の皆さんのご協力を得ているのだろうと。ですから、リサイクルプラザの方としては、全体の処理量としてはかなり、当初見込んでいた処理量よりも多くなる傾向にあります。

さらには、私どもの処理体制、リサイクルプラザの中でも、特に幕別町については収集の分別についても極めて良好な形で収集をさせていただいていると。いろんな町村では、本来混ぜるべきでないようなものも混ぜていたりというような状況が見られるわけですが、そういう意味では町民のそのごみの資源か、あるいは循環型社会形成に向けての取り組み、ご協力については、一定の理解を得て進んでいるというふうには認識しておりますので、これからも、これらについては住民の皆さんに理解を得られるように、さらに啓蒙活動の方は進めていきたいというふうには考えておりますが、一定の成果を得られているというふうには考えております。

○委員長（永井繁樹） 豊島委員。

○豊島委員 資源ごみ化されているというのは、町がもともと目標としていた数値よりも非常に多いということが、この間の論議で出されておりました。私はそこですごく矛盾を感じるのは、ごみ有料化の目的として、減量化の推進ということと、資源化の促進というのが1番目、2番目というふうに挙げられているのですよね。私はこういうことを考えれば、ここの目的というのは、何か合わないのではないのでしょうか。

ここの財源の確保ということであれば、有料化をすれば一定の財源は、町民が有料化になったら払う

わけですから確保できますけども、この資源化の促進だとか、ごみの減量化だとか、そういう点は、私は有料化をしなくても十分に達成できることだと考えるのですが、そこはいかがでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 西尾助役。

○助役（西尾治） 確かに町民の皆さんの協力をいただいて、トータルでのごみの総排出量は、なるべく私どもとして抑えていきたいと。ただ、今、説明しましたように、本来燃えるごみ、燃えないごみで出されるものの中から、資源ごみの中にシフトしている面がかなりありますので、燃えるごみ、燃えないごみ自体は若干の減量になっておりますし、その分は資源ごみの方にシフトしているのだらうと。できれば、トータルとして減量化の方向に、私どもとしては向けていきたいというふうには考えております。

ただ、先程來說明しておりますように、例えば、15年度から資源ごみの収集業務態勢一つとりまして、収集段階にかかる費用も4,800万円ほど収集体制の中ででも増えてきている状況でございますので、確かにそういうことをどんどん進めていくと、一定の費用は必要になってくるということは当然あります。

ですから、資源化をどんどん進めていくことによって、逆に費用負担も増えてきている分、先ほどご質問のあったとおりでございますので、それらは、やはりどこかで今までどおり税でいくのか、ある程度一定のご負担をいただくのかという論議になってくるかと思っておりますけども、進めることによって出る負担については、一定程度、住民の皆さんにもご負担をいただく中で、循環型社会へ移行するための必要な、今、取り組みをしているわけですから、その費用負担をどうするかという問題については、一定程度ご負担をいただく方向で、私どもとしては進めてまいりたいということでございまして、それをやるから、循環型社会に結びつかないかということではなくて、やることによって現実に成果は出てきているわけですから、ただ、その費用負担をどうしていくのだということら辺が、最終的に私どもとして、どう判断していくかという問題にかかわってくるのだらうというふうに思っております。

○委員長（永井繁樹） ほかに質疑ございますか。

ありませんか。

それでは、質疑がないものと理解をさせていただきます。

ここで休憩をとりまして、理事者側の方から退席をしていただきたいと思いますと思いますが、よろしく願いいたします。

10:49 休憩

10:50 再開

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、質疑がすべて終了いたしました。

この後、15分程度の休憩をとらせていただいた後、また再開をしたいと思いますが、それでよろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長（永井繁樹） それでは休憩します。

10:50 休憩

11:04 再開

○委員長（永井繁樹） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の方は先ほど確認させていただきましたので、終了させていただきたいと思います。

これより、討論に入りたいと思いますが、それでよろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長（永井繁樹） はい、わかりました。

それでは、討論に入らせていただきます。

最初に、原案に対して反対の方からの討論を行います。

豊島委員。

○豊島委員 幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論をしたいと思います。

まず、はじめに、今回の町の提案が、これまで町長が示されてきた住民参加、協働のまちづくりという基本からも離れているということを指摘させていただきたいと思います。

ごみ問題懇談会が、1月から6回にわたって行われました。その後、わずか1カ月半で今回の条例案が出されました。全国的に有料化が進んでいるとしても、わずか2カ月弱、しかもわずか6回の懇談会で条例案を出すというやり方は非常に乱暴なやり方だと思います。

新しい方向を決めるときには、十分な期間が必要です。特に町民に新たな負担を強いるときはなおさらですし、また、この問題が環境問題、とりわけ、減量化や資源化の促進をうたっているならば、なおさら丁寧な姿勢が必要だと思います。

また、芽室町では、有料化に踏み切る前に、2年間かけて、また、1年間の試行も行っています。いろいろなやり方がありますが、より住民の声を聞いて、環境問題として考えるときには、結論は同じ提案であっても、取り組む過程の違いで町民側の姿勢や意識が変わってくるのではないのでしょうか。

また、2点目ですが、2点目はこのごみの有料化の目的として、減量と資源化ということが書かれています。これも先ほどお話がありましたが、町がプラスチックの容器の収集をはじめてから1年しか経っていません。しかもその中では、町がだいたいの目安としていた量よりもはるかに多く集まっている。これは町民の関心がそれだけ高くなっていることの現れだと思います。このことをきちんと取り組んでいけば、有料化をしなくても済むのではないのでしょうか。

また、3点目ですが、これも有料化の目的に財源の確保ということがありました。これは、先ほどの説明でも初年度は3,000万円、次年度は6,000万円ということが出されていましたが、その有料化に対する費用が、1,330万円かかる。そういうことから考えますと、町が見込んでいたほど、これは、期待はできないのではないかと。また、さらには減量化が大きく進めばこのことも解消されるのではないかと考えているところです。

それから、4点目には、このごみ問題は、家庭ごみの有料化では根本的には解決できないという点にあります。これは、容器包装リサイクル法がつくられまして、この中で、収集して選別する経費の負担が地方自治体に義務づけられている。また、企業は、自治体が集めたものを引き取るだけでよい。こういうふうになっています。

例えば、500ミリリットルの無色ガラス瓶1本当たり、事業者負担はわずか0.2円、自治体負担は34円という試算まで出されています。こここのところの見直しが必要です。ドイツなどの先進地域では、リサイクルは全面的に企業が廃棄まで責任を持つとされていて、費用もすべて企業が負担しています。そうすることで、企業には負担を減らすため、使い捨ての容器包装を減らす努力をすることになります。こここのところが、この日本では非常に足りないところです。ここをきちんと変えなければ、ごみそのものを減らしていく、その解決はできないのではないのでしょうか。

容器包装リサイクル法などの法の見直しをはじめ、分別の徹底、あるいは販売業者などとも連携をして、環境問題という視点でしっかりと取り組みを先に進めることがまず必要であって、有料化には反対です。

○委員長(永井繁樹) それでは、次に、賛成の討論の方、おられますか。

中野委員。

○中野委員 基本的には有料化は賛成ということで、当初から話をしておりますけれども、その中で、いろいろな疑問点があって、そしてお尋ねしたところ、さまざまなお答えをいただきました。そういうところで、賛成というふうに答えたいと思います。

当然、今、資源ごみ、こういうものについても各公区の啓蒙活動、こういうのもやっていると。あるいは、交付金の増額とか、こういうのも取り入れていくというような回答をいただきましたし、更に可燃・不燃物の回収回数などの見直し。これについても前向きに進めていくというようなことであります。

又、低所得者に対しても、状況を見ながら進めていくというようなことで回答をいただいております。

そんな形で本当に町長が求めている住民との協働というか、住民の協力、合意を得ながら、このまちづくりにつなげていくということですので、理解をいたしました。

当然、法案を通していかなければ、何も進んでいかないというような気がいたします。そのために賛成をいたします。

○委員長（永井繁樹） それでは、次に、反対の方の討論を求めますが、おられますか。

ないと認めます。

次に、賛成の方の討論を求めます。

堀川委員。

○堀川委員 このたびの条例改正案の議論をするときには、今回は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の条例改正案は、議論するときには大きく二つの基本的な柱があるのではないかと思います。

まず、一つめには、自然や環境を思いやりながら、資源保護を図りながら循環型社会を築き上げていくこととなります。全国的には約8割の自治体が実施されている今日、環境に対する考え方というのが、今後の、例えば、私たちの子孫、孫や曾孫の代まで、きれいな、また、すばらしい自然環境を保全していくことがどれだけ大切かということが全国的に議論された上で、この有料化が導入されているのだろうと、そういうふうに思っております。

いつまでも、北海道は自然の多いところなのですが、この自然がいつまでも守られるか、このごみ問題によって、きれいな空気、きれいな水、そういうような環境から受ける恩恵というのは計り知れないものがあるのではないかと。それらを守るためにも、ごみの減量化というところは推進していくべきであろうと思います。

また、二つ目には、厳しい財政を乗り切っていく町財政問題もあるのではないかと。これからその税収がどんどんと上がっていくような時代ではないということは、皆さんおわかりのこととと思っています。自己責任の時代に突入していることも皆さんわかっているのだろうとと思っていますので、その受益者負担との兼ね合いも非常に皆さんとともにわかっていきながら、今回のごみの減量化に何とかつなげていって、それで、この大きな二つのテーマを何とか乗り切っていきたいと、そういうふうに考えています。

○委員長（永井繁樹） 次に、反対の討論の方、おられますか。

ないようです。

それでは、賛成の討論の方、おられますか。

助川委員。

○助川委員 それでは、賛成ということで討論させていただきます。

趣旨については、全員、堀川委員と同等の考え方も持っているわけですが、一つ、今の地方財政、あと国の財政、いろんな問題ありますけれども、住民がそれぞれ、受益者負担ということで、今、求めるわけですが、これは本当に税金として住民が負担するか、あるいは受益者が負担するかという、そのどちらかになるという意味合いからいっても、税金で負担していくということはなかなか大変な時代になると。

そういうことで、受益者負担をある程度求めていくということは、これはやらざるを得ないだろうと。そして、ほかにこと、このことだけでなく、行政改革でももちろん先にしなければいけませんけども、それに併せて、住民負担をこれからも求めていく場面というのはたくさん出てくると。そんな中で、これは今までのルールからいえば、それなりの手続きは踏まれているのだと思うのですが、これからの時代、そういうことにより多くの時間をかけると。

そういった理解を深めるということは必要だと思いますし、あと、10月の試行期間までに、そういう、税で負担するのか、受益者が負担するのかということの理解を町民に求めていくことも、本当に必要なことだということも付け加えさせていただきます。

○委員長（永井繁樹） 次に、反対の討論の方、おられますか。

それでは、賛成の討論の方、おられますか。

牧野委員。

○牧野委員 賛成ということで、お話をさせていただきます。

今回の有料化の問題なのですけども、ごみ処理の経費が非常に増大しているようなことで、先ほどからお話がありましたように、財政負担が非常に多くなっている。こんな厳しい財政事情でありますから、これはかなり有料化にすることによって薄まるのではないかと。同じ話なのですけども。

また、これをやることによって、より資源化が促進されるということで、これをするによってお金がかかるというお話もございましたけども、資源のない国でありますので、この辺のことをやはりお金が多少かかっても、資源化が必要ではないかと思えます。

また、負担の公平化というような目的がございますけども、確かに減量に努める人は、負担は少なくなると思えます。芽室町の例をとりましても、半分以下、または3分の1の負担で、努力する人は終わるといって、全負担の公平化ということが一つ大きなことになると思えます。

こんなことを総合して有料化はやむを得ないのではないかと、そう思っております。

また、10月の導入なのですけども、これは先ほど町長がお話にありましたように、去年4月から分別化しているということで、幕別町の町民の方はかなり定着していると思えます。そんな中で、10月から導入することにしても、皆さんかなり分別できる体制が整っていると思えますので、これは10月導入ということに賛成をいたしたいと思えます。

また、ちょっと違う話なのですけども、私どもの公区で、ごみステーションを持っているわけなのです。それで、7カ所持っているのですけども、道道沿いにゴミステーションを置いてあるところが3カ所あったわけです。それで、そのうちの1カ所が他町村のごみが相当入って、持って行くとすぐ入ってくるというような状態で、撤去したこともございます。

また、もう1カ所やっているところも、おそらく幕別町の方だけでなく、相当な数のごみが入ってくるわけです。それで、10月に本町も導入しないと、今、無料化のうちにこんなことになるわけですから、大変なことが起きるかなと、そんな懸念もいたしまして、10月の導入にも賛成いたして、総体して賛成ということでございます。

○委員長（永井繁樹） 次に、反対の討論の方、おられますか。

それでは、賛成の討論の方、おられますか。

それでは、これで討論がないものと認めます。

次に、採決に移りたいと思えます。

議案第22号幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（永井繁樹） 異議がありますので、起立によりまして採決をいたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（永井繁樹） はい、結構です。

起立多数でありますので、議案第22号幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

以上で、議案第22号幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件の審査は、すべて終了いたします。

次に、付託されております陳情の審査について、まいります。

陳情第1号家庭系ごみの有料化を行わないよう求める陳情についてきましての審査を行います。

これにつきましては、先ほど議決しました議案第22号幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例と相反する趣旨のものでありますので、みなし不採択といたしますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(永井繁樹) それでは、みなし不採択といたします。

それでは、3番目のその他に入らせていただきます。

まず、1番目の閉会中の継続調査の所管事務にかかわってでございますが、これにつきましてですが、今年度におきまして、すべての所管項目を終了しております。

それで、今後の所管事務調査に当たっては、一度所管事務調査の終わったものの中から、さらに細部にわたって調査をしたいというものを挙げていかなければならないと思います。

そういう方向で、所管事務調査を決めていきたいのですが、それでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長(永井繁樹) 大変申し訳ございませんでした。

ちょっと委員長の理解ミスで、全項目の中で、お手元の資料ご覧ください。

誠に申し訳ありません。サとシの防犯防災及び公害に関する事項。それと交通安全の保持に関する事項。この二項目がまず所管事務調査を終えておりません。

よって、先ほど申し上げたことは、この後になると思いますが、このサとシの項目、二項目を設定することによろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長(永井繁樹) そのようによろしく願いいたします。

その他、何かございますでしょうか。

(なしの声あり)

○委員長(永井繁樹) はい、ありませんか。

[閉会]

○委員長(永井繁樹) それでは、本日の民生常任委員会はこれをもって終了させていただきます。

【11:24 閉会】